

当社店舗 イルサローネ東住吉店にて

防火対象物定期点検報告制度における特例認定を受けました

2017年8月28日
株式会社アサヒディード

株式会社アサヒディード(本社/大阪府大阪市、代表取締役社長 板倉 孝次)は、イルサローネ東住吉店(大阪市東住吉区中野)にて、消防法第8条2の3に準じ、防火対象物定期点検報告制度(以下、防火対象物点検)における特例認定を受けた事をご報告申し上げます。

記

イルサローネ東住吉店にて上記特例を受けた経緯

当社は『人命尊重と社会貢献』を防災理念に掲げ活動を続けてまいりましたが、その再認識の必要性を強く感じた当社役員から「防火心得」が2017年4月に発信されました。これを機に全社に向けて、有事の際の全ての判断において『人命』が最も緊急で最も重要であるとの意識付けが改めてなされました。

当社はこれまで、消防設備等の整備をはじめ、運営における防火・防災に係る業務を当施設管理者(防火管理者)が担い、包括的な点検・報告などを含めた取りまとめを、管理部施設管理部門が担当し、防火・防災対策を施してまいりました。「防火心得」発信により、現場はもちろん、間接部門である施設管理部門でも危機感を持ち、これまでの「点検することが目的」の次のステップとして、人命を最優先とする、より安心かつ安全な施設管理の仕組みを整えました。

2016年12月、イルサローネ東住吉店のリニューアルオープンにあたり、消防署による事前立入り検査を受けた際に、より一層の防火意識を持つことを目的として本件を申請し、このたび特例認定を受けることができました。

今後の展開について

申請を主管した施設管理のマネジャーは、「申請の前提として、過去3年間の不備がないことが条件にあるが、その運営面を評価していただいた。認定を受け、身の引き締まる思い。次の消防立入り検査が3年後になる。普通自動車免許であれば優良運転者免許証(通称:ゴールド免許)のようなもの。優良だという認定だけに、その責は重いと感じている」と話しています。

防火対象物点検の免除とは、優良な運営面を相当に評価いただいた結果ですが、その状態を維持・管理していく責任が一層強まったことで、当社の中でも、防災や防火に関わる危機意識が一層強まったものと感じております。

今後、各事業所における特例認定を進めていくと同時に、防火管理者、及び施設管理部門における取組みの強化を推進し、理念に基づいた、お客様・地域住民の皆様にお気持ちをお持ちいただけるような店舗運営に努めて参ります。

店舗情報

イルサローネ東住吉店
大阪市東住吉区中野 4-9-23
防火管理者 金本 竜一
遊技台設置台数 555 台
駐車場 237 台



店舗外観

防火対象物点検における特例認定とは

防火対象物点検は、定められた規模・用途に準じる防火対象物に対して、その点検義務を課す制度です。本件特例は、一定期間、消防法令の遵守状況が優良であると認められる防火対象物に対して、一定の期間、防火対象物の点検報告義務を免除され、「防火優良認定証」が付与されます。

当点検は有資格者による報告が必要で、さらに本件特例認定にあたっては、防火対象物点検の他、消防用設備等の点検が適正に行われている事も、要件のひとつとして含まれます。

防火対象物点検における特例が認定される要件（消防法第8条の2の3）

特例が認定される要件は、主に以下の通りです（抜粋）

- (1) 申請者が当該防火対象物を管理しはじめて3年が経過していること
- (2) 過去3年以内に消防法令違反による命令措置をうけていないこと
- (3) 過去3年以内に特例認定の取消しを受けたことがないこと
- (4) 過去3年以内に防火対象物点検に係る点検と報告が定期的実施されていること
- (5) 過去3年以内に防火対象物点検に係る点検の結果、点検基準に不適合とされる部分がないこと
- (6) 消防用設備等の点検報告が実施されていること

上記の通り、消防設備等を整備することはひとつの要件とされ、自主消防点検や消防訓練、またはそれらに類する定期的な点検・報告など、管理運営面が主として問われる要件となっています。

※参考 総務省消防庁ウェブサイト http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/safety_mark/index2.html

以上